

答 申 第 3 7 4 号
平成 2 5 年 2 月 1 4 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について (答申)

平成 2 3 年 3 月 2 3 日付け健福第 1 5 8 9 号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第 4 5 4 号

平成 2 3 年 2 月 2 3 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 2 年 1 2 月 2 7 日付けで行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成22年12月27日付け健福第1240号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は次のとおり違法である。

- (1) そもそも公費投入とその効果に関し、県民、国民に対して、どこにどれだけという地区・市町村別のデータを公表しないということは、法の一般原理上考えられない。
- (2) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号（以下「条例」という。）第8条第2号及び第6号のいずれにも該当しない。
- (3) 私の目的は、部落問題・同和問題の学問的な検討であり、情報の全面開示をお願いしたい。
- (4) 千葉県はホームページで、名称は「隣保館」でないものも含め、経緯の実態的にいわゆる「隣保館」と見なすものをひとまとめにして、その所在・住所を公開している。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、おおむね以下のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、条例に基づき、平成22年11月29日付けで、「平成8年度同和地区調査概要（開示できない部分をマスキングし、平成13年度レベルで請求）」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件対象文書について

- (1) 実施機関は、本件請求に係る行政文書として、同和地区実態調査概要（地区調査・住民調査）（平成8年度）（以下「本件対象文書」という。）を特定した。
- (2) 本件対象文書は、平成8年度に社団法人千葉県人権啓発センター（以下「センター」という。）に委託のうえ実施した、同和地区実態調査（以下「本件調査」という。）の成果品である。

(3) 本件調査は、関係市町村及び関係団体と協議のうえ作成した地区調査と、調査員（同和地区住民）の全戸訪問調査による住民調査から構成されており、内容は、下記のとおりである。

ア 地区調査

- (ア) 人口の状況
- (イ) 生活保護の状況
- (ウ) 所得階層の状況
- (エ) 農業の状況
- (オ) 環境の状況
- (カ) 福祉保健の状況
- (キ) 産業・職業・就職状況
- (ク) 教育
- (ケ) 施設の効果と改善点

イ 住民調査

- (ア) 被差別体験
- (イ) 被差別体験の内容
- (ウ) 差別問題の相談相手
- (エ) 差別事象の処理状況
- (オ) 差別事象処理についての同和地区住民の要望
- (カ) 同和対策に関する要望

3 本件決定について

実施機関は本件対象文書のうち、各市町村名及び各市町村ごとのデータ（以下「本件不開示情報」という。）を条例第8条第2号及び第6号に該当するとして本件決定を行った。

また、各市町村ごとのデータは、他の情報と照合することにより当該市町村を識別することができるおそれがあるため不開示とした。

4 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

ア 本件不開示情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

イ 同和地区名は、これを開示した場合には、当該地区関係者の権利利益を害するおそれが認められる情報である。

ウ 本件不開示情報は、市町村名及び各市町村ごとのデータであるが、市町村名であっても、インターネット情報等でめぼしをつけ、そこに実際に足を運び、地元の人から話を聞くことで同和地区が判明するおそれがある。

(2) 条例第8条第2号ただし書イについては、例えば隣保館の住所は確かに県のホームページに掲載されているが、他の福祉施設同様、利用者の利便を図るという観点から掲載しているに過ぎない。

(3) 条例第8条第6号該当性について

ア 本件調査は、市町村及び調査協力者に公表しないとの約束のもと実施している。約束を破り本件不開示情報を開示した場合、信頼関係を損ね、今後同様の協力を得られなくなってしまう。

イ 本件不開示情報は個人の権利利益を害するおそれがある情報である。したがって、当該情報の開示は、これまでの部落差別の解決に向けた取組と相反し、同和問題解決のため実施してきた人権教育や啓発等の効果を著しく損なうことになる。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに審査した結果、次のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求及び本件決定については、実施機関の説明要旨1から3までのとおりである。

これに対し異議申立人は、平成23年2月23日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

ア 同和地区名は、これを公にすることにより、同和地区関係者にとって同和地区住民が誰であるかを特定することができる情報であり、同和地区住民の権利利益を害するおそれがある情報である。

そして同和地区住民であるという情報は、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）第8条の規定により、実施機関による収集が原則禁止されている極めて慎重な取扱いが求められる情報である。

イ 一方、本件不開示情報は、同和地区が存する各市町村名及び各市町村ごとのデータである。市町村内に存する地区名と当該市町村名を同一視することは、もちろんできない。

しかし、同和地区住民にとって、同和地区が存するという市町村に住んでいるという情報は、人に知られたくない度合いが特に強いものであり、公にされることとなれば、不快感や不安感等の精神的な苦痛を及ぼすことが予想され、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、本件不開示情報のうち同和地区が存する各市町村名は、条例第8条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

(2) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

ア 異議申立人は、千葉県はホームページで、隣保館の所在・住所を公開していると主張する。

イ 一方実施機関は、利用者の利便を図るという観点から掲載しているに過ぎないと説明する。

ウ 隣保館とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号により規定されている、第2種社会福祉事業のうちの隣保事業を行う施設である。

隣保事業とは、その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図ることを目的とするものであり、仮にある地域で同事業が行われているとしても、かかる事実をもって本件不開示情報が慣行として公にされてきたものであると客観的に認定することはできない。ある地域において同事業が行われているという事実と、本件不開示情報が慣行として公にされてきたという事実とは無関係である。

エ したがって、本件不開示情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとの異議申立人の主張は認められない。

3 条例第8条第6号該当性について

(1) 本件調査は、平成8年5月24日、千葉県がセンターに委託のうえ実施された。その実施に際し、実施機関は、関係市町村及び本件調査に係る協力を得た部落解放同盟千葉県連合会（以下「関係市町村等」という。）並びに受託者であるセンターが一堂に会する事前説明会を開催し、当該説明会において、本件調査の結果については、公表をしない旨の発言をしたとのことである。

同和地区に係る情報は極めて慎重な取扱いが求められる情報であることを鑑みると、事前説明会における当該発言は妥当なものであると思料される。

(2) また、本件調査のうち住民調査については、センター会員である同和地区住民が調査員となり、本件調査対象地区の全戸訪問により調査を実施したものであるが、当該手法による調査は、同和地区住民の協力が不可欠であることは言をまたない。

(3) (1) で述べたとおり、本件調査は、公表しないと約束のうえ、関係市町村等及び同和地区住民の協力のもと実施したものである。

さらに、本件不開示情報のうち各市町村名は第3の2で述べたとおり、同和地区住民の権利利益を侵害するおそれのある情報であることを勘案すると、本件不開示情報は、公にすることにより、関係市町村等及び同和地区住民との信頼関係が損なわれ、今後同様の調査及び人権施策への協力を得られなくなるおそれがある。

(4) 加えて、本件不開示情報のうち各市町村名は同和地区住民の権利利益を侵害するおそれのある情報であり、当該情報を公にすることは、同和

地区住民を含めた県民の人権に配慮しつつ、同和地区住民に対する就職差別や結婚差別といった同和問題に対する誤った意識に基づく問題の解決を図るべく推進される啓発等様々な施策に対する著しい支障となるおそれが強いと認められる。

- (5) したがって、本件不開示情報は、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第8条第6号に該当するものと認められる。

4 異議申立人の主張について

- (1) 同和問題の特別視、聖域化は認められず、また同和問題はすでに解決済みであると主張することについて

実施機関は、同和問題だけを特別視しているわけではなく、人権問題のひとつとして同和問題に取り組んでいる、また、法的には明治初頭の解放令により措置されたが、差別を受ける側にとって、依然大きな問題が存在している旨説明する。

当該説明は、実際に同和行政を担当している実施機関がその事務事業の執行を通じて感じとっているものであり、差別を受ける側にとって、差別は依然存在するという問題意識は理解し得るものである。

- (2) その他の主張について

異議申立人はその他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成23年 3月23日	諮問書の受理
平成23年 4月26日	実施機関の理由説明書の受理
平成23年 6月11日	異議申立人の意見書の受理
平成24年10月23日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成24年11月20日	審議
平成24年12月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧上 信光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
日名子 暁	弁護士	
湊 弘美	弁護士	

(五十音順：平成24年12月25日現在)